

新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等

R 2 . 4 . 8

1 主な対応状況

令和 2 年

- (1 月 3 0 日 国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置)
- 3 1 日 県に「中小企業特別相談窓口」を設置
- (3 1 日 WHOが緊急事態宣言)
- 2 月 3 日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 1 回）の開催
- 5 日 「帰国者・接触者相談センター、同外来」の設置
- (1 3 日 国が緊急対応策を公表)
- 1 4 日 県に「労働相談窓口」を設置
- 2 1 日 「帰国者・接触者相談センター」の 2 4 時間体制構築
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会（第 1 回）の開催
※以後、随時、幹事会を開催
- (2 5 日 国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表)
- (2 8 日 内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請)
- 2 8 日 県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
- 3 月 3 日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 2 回）の開催
- 4 日 本県で 1 例目となる患者発生
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 3 回）の開催
- 6 日 県立学校に対して「県立学校の臨時休業を春休みの前日までの間とする」通知を発出
- (1 0 日 国が緊急対応策（第 2 弾）を公表)
- 1 1 日 「みやざき花いっぱいプロジェクト 2 0 2 0」の取組を開始
- 1 2 日 宮崎県経済団体協議会との意見交換会
- 1 3 日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 4 回）の開催
経済変動・伝染病等対策資金を発動（～R2. 3. 31）
- (1 3 日 国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正)
- 1 6 日 県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を発出
- 1 7 日 本県で 2 , 3 例目となる患者発生
- (1 9 日 国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表)
- 2 3 日 県生活衛生同業組合との意見交換会
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 5 回）の開催
- (2 4 日 国が小中高等学校等における教育活動の再開等に係る通知を発出)
- 2 5 日 県内金融機関との意見交換会

- 26日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）の開催
 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
 県立学校に対して「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出
- 27日 県内の観光・交通業界との意見交換会
- 4月 1日 経済変動・伝染病等対策資金を再発動（～R3.3.31）
 - （1日 国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表）
 - 2日 4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ
 - 3日 本県で4～7例目となる患者発生
 - 4日 本県で8例目となる患者発生
 - 5日 本県で9，10例目となる患者発生
 - 6日 本県で11例目となる患者発生
 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置
 - 7日 本県で12例目となる患者発生
 - （7日 国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令）
 - （7日 国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定）
 - 8日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置

※各部局では、随時、国からの通知等の周知や関係機関との対応確認等を実施

2 本県における相談・検査状況

（単位：件）

相談件数	検査件数		陽性件数	陰性件数
	一般相談	帰国者・接触者相談センター		
8,209	2,250	5,959	12	486

※令和2年2月5日～4月7日までの件数（宮崎市保健所分を含む）

※相談内容は、病状に関するもののほか、一斉休校や県内での患者発生に関する問い合わせなど、多岐にわたる。

※衛生環境研究所における一日あたりの検査可能件数を72件に強化（3/23～）